

神奈川県二宮町教育委員会

児童生徒人口／総人口	1,751人/26,950人
医療的ケアを必要とする児童数	1人
医療的ケア看護職員数	3人

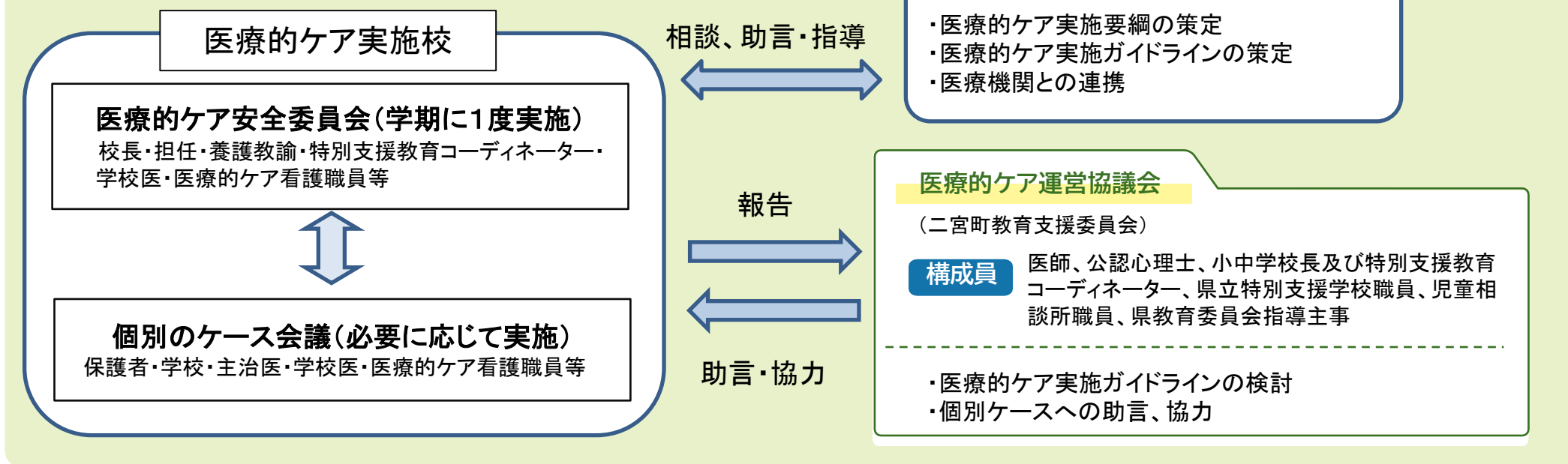
本事業の構想

二宮町では、これまで医療的ケアを必要とする児童生徒を受け入れるための体制が十分ではなかった。令和4年度に医療的ケアを必要とする児童が就学することに合わせて、実施要綱やガイドラインの策定をはじめ、必要な医療的ケア看護職員を確保し、継続して安定的な勤務を可能とする、校内等の受入れ体制の整備を進めることを目的とする。

取組の概要

課題等	二宮町では、これまで医療的ケアを必要とする児童生徒を受け入れた実績がなく、受入れ体制が十分ではなかった。医療的ケア児支援法の趣旨を踏まえて、医療的ケア児が安心して学校生活を送れるようにするための体制を関係機関と連携しながら整備していくことが課題となっていた。令和4年度の医療的ケア児の入学に合わせて、令和3年度から令和5年度にかけて以下の内容を計画的に整備する。 ・令和3年度 医療的ケア看護職員の確保、医療的ケア実施に関するガイドライン等の総括的な体制整備 ・令和4年度 校内の安定的な支援体制、環境の整備、医療的ケア安全委員会の設置及び運営、医療的ケア実施マニュアルの作成、職員研修 ・令和5年度 医療的ケア実施マニュアルの随時更新、医療的ケア児の自己管理に向けた計画的な支援
事業の目標	・町として、医療的ケア実施に関するガイドライン等、総括的な体制を整備すること（令和3年度～） ・医療的ケア看護職員を安定的に確保すること（令和3年度～） ・学校、教育委員会、医師、関係機関、保護者との連携体制を構築すること（令和3年度～） ・児童が安心して学校生活を送ることができるための支援体制、支援環境を整備すること（令和4年度～） ・医療的ケアの観点からの自立を目標に支援内容について定期的に見直しを図りながら、本児への支援を進めていくこと（令和4年度～） ・町長部局や関係機関と連携して医療的ケアを必要とする未就学児の把握及び受入れに向けた計画的な準備を進めること（令和5年度～）
取組内容	・就学相談の実施（令和3年度） ・医療的ケア実施に関するガイドライン策定及び実施要綱の策定及び見直し（令和3年度～） ・医療的ケア看護職員の確保（令和3年度～） ・主治医、医療的ケア看護職員、学校、保護者の連携による支援体制の整備（令和3年度～） ・医療的ケア安全委員会の定期的な実施（令和4年度～） ・医療的ケア実施マニュアルの作成（令和4年度～） ・医療的ケア看護職員による職員研修の実施（令和4年度～） ・教育支援委員会での情報共有（令和4年度～） ・町長部局や関係機関との情報交換会議（令和5年度～）
成果	・教育支援委員会、専門家に助言をもらい、町としての医療的ケア実施に関するガイドラインを策定したこと。 ・主治医、学校医、医療的ケア看護職員、学校、教育委員会等、関係機関との連携体制を構築できたこと。 ・学校における支援体制、支援環境の整備 ・医療的ケア児のきめ細かい就学相談の実施 ・医療的ケア安全委員会での課題の洗い出しと改善策共有による医療的ケアの質の向上（保護者のフルタイム勤務も可能となった） ・町長部局や関係機関と連携した医療的ケアを必要とする未就学児に関する情報共有

医療的ケアの実施体制等



学校等における医療的ケアの実施に関する関係者の役割

教育委員会	実施要綱、ガイドラインの策定・見直し、医療的ケア看護職員の確保・配置
教員	自立活動の指導、医療行為以外のケア、保護者との連携
養護教諭	医療行為以外のケア、安全確保、緊急対応
医療的ケア看護職員	主治医の指示に基づいた医療的ケアの実施
主治医	医療的ケア児や学校の状況を踏まえた指示
学校医	個々の実施にあたっての指導・助言
保護者	医療的ケア児の健康状態の報告、学校との連携

教育委員会による医療的ケアの実施体制構築の工夫

- ・医療的ケア児の受け入れまでの流れの見直し
- ・庁内関係部局や関係機関との連携体制の構築や見直し
- ・医療的ケア児の受入れが速やかに進むよう、令和5年度から町長部局の保健センターや福祉保健、医療的ケア児等コーディネーター等と情報を共有する機会を定期的にもちはじめた。
- ・医療的ケア実施記録を児童生徒別に作成するために、二宮町立学校における医療的ケア実施要綱の一部を改正した。

医療的ケア児の受入れまでの主な流れ

【就学決定前】

- ・就学相談・教育相談・学校見学の実施(教育委員会)
- ・幼稚園、保育園との情報共有(教育委員会)
- ・保健センターや関係機関との情報共有を通じて、見通しをもって受入れ体制を検討(教育委員会)

【就学決定】

- ・保護者、教育委員会、主治医で、制度の共有、連携の確認(教育委員会)
- ・主治医に指示書作成依頼(教育委員会)
- ・医療的ケア児受入れのための環境整備及び医療的ケア看護職員の確保(教育委員会)

【入学】

- ・指示書を添えて教育委員会へ医療的ケア実施を申請(保護者)
- ・実施の可否を保護者に通知(教育委員会)
- ・実施承認を学校長に通知(教育委員会)
- ・ケース会議等実施

【入学後】

- ・医療的ケアの実施(学校)
- ・個別マニュアルの作成・更新(学校)
- ・医療的安全委員会や適宜ケース会議の実施(学校)
- ・教育支援委員会での情報共有(教育委員会)

トピック 本人の自立に向けた医療的看護職員のサポートの在り方

自己管理に向けて、スマートフォンアプリを活用して血糖値の記録を始めた。本児はスマートフォンの画面に表示される数値を自ら専用ノートに記録する。また、スマートフォンに表示される数値は保護者と常に共有されているため、これまで以上に情報共有を図りやすく、緊急時にも対応しやすくなっている。直接支援だけでなく、本人への促し等の間接的支援も大事にしている。

医療的ケアの実際

【医療的ケア等の内容】

- ・血糖値の測定及び確認(授業と授業の間 1日10回近く)
- ・補食について助言
- ・追加インスリン(給食前と給食後)
- ・運動時のインスリンポンプの着脱支援

【校内の検討体制・支援体制】

- 医療的ケア安全委員会を学期ごとに開催し、実施体制や支援内容について評価し、改善を図る。(保護者も同席)
- 連絡帳を使い、保護者から朝食の食事量や体調等の情報を共有してもらう。下校時、医療的ケア看護職員から追加インスリンや補食の量などを保護者に報告する。
- 医療的ケア実施記録を綴り、医療的ケア看護職員間で引継ぐ。

【当該児童の医療的ケアの観点からの自立】

- 小学2年生に進級し、スマートフォンを活用して血糖値を記録している。自ら血糖値を確認し、専用ノートに記録している。自己管理や血糖コントロールに向けて着実なステップを踏んでいる。級友もアラーム音に気づいたら声かけをしてくれるなど、周囲の理解も進んでいる。

【緊急時の対応】

- 保護者と事前に協議した上で、保護者が本児を迎えに来られない場合に備え、緊急時の対応をマニュアル化している。

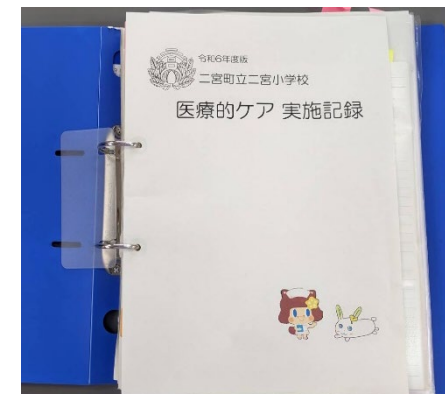
ミニメド^{MT}770Gシステム



医療的ケア看護職員等の雇用・配置方法

医療的ケア看護職員を配置した拠点校で医療的ケア児を受入れ

- ・医療的ケア児が1名であること及び常駐体制が必要であることから、上記方式を採用。
- ・医療的ケア看護職員については公募で確保。
- ・1日6時間勤務の職員を3名直接雇用し、ローテーションで常駐体制を確保。
- ・日々の医療的ケア実施内容を綴り、医療的ケア看護職員を含む関係職員で共有することで、本児への一貫した支援を行えるようにしている。



事業全体の成果・次年度以降の取組

事業全体の成果

- ・医療的ケアを必要とする児童を初めて受け入れるにあたり、ガイドラインや実施要綱を整備し、医療的ケア児を支援する様々な機関や職員の役割等を明確にし、今後、医療的ケア児を受け入れるための流れや体制を整備することができた。特に、1型糖尿病の児童(インスリンポンプ装着)が安心して学校生活を送るための組織的な支援体制(対応マニュアルの作成含む)を確立できた。
- ・遠隔で血糖値を確認できるスマートフォンアプリ(ミニメドMT770Gシステム)を導入することで、これまで以上に保護者と連携して血糖管理を行えるようになるとともに、自己管理に向けた指導をしやすくなった。また、保護者の負担も減った。

課題・事業終了後の取組

- ・本児の状況及び医療的ケア安全委員会や主治医等の見解を踏まえ、次年度以降も医療的ケア看護職員を常駐配置する予定。
- ・主治医等とも連携しながら、自己管理に向けた段階的な指導・支援を実施していく。
- ・他校に医療的ケア児が在籍することになった場合の町としての支援体制(拠点校方式か巡回方式か)を今後検討していくことが課題である。医療的ケアの内容等も踏まえて、柔軟に検討していくことが重要であると考える。
- ・1型糖尿病以外の医療的ケア児の受入れ体制についても研究を進めていく必要がある。